

## 主 文

本件抗告を棄却する。

## 理 由

本件抗告の趣意第一点について。

所論の前段は、憲法三一条、二九条違反をいうが、保釈保証金没取決定に対し、事後に不服申立の途が認められていれば、あらかじめ右決定を受ける者に対し告知、弁解、防禦の機会が与えられていなくとも、右決定が憲法三一条、二九条に違反するとは認められないこと既に当裁判所の判例（昭和四二年（し）第七号、同四三年六月一二日大法廷決定、刑集二二巻六号四六二頁）とするところであるから、論旨は理由がない。また、所論の後段は、判例違反をいうが、所論引用の判例は、関税法による没収に関するものであつて、本件とは事案を異にするから、所論はその前提を欠き、特別抗告適法の理由にあたらない。

同第二点について。

所論は、単なる法令違反の主張であつて、特別抗告適法の理由にあたらない。よつて、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四四年二月三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	草 鹿	浅 之 介
裁判官	城 戸	芳 彦
裁判官	色 川	幸 太 郎
裁判官	村 上	朝 一